

能代市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル仕様書

1 目的

水素ラボ構想を推進するための財源及び連携先の確保に向けて、企業版ふるさと納税を検討する企業等に対して効果的なプロモーション活動を行うとともに、事業の趣旨に賛同して現金寄附を行う企業と本市のマッチングを図る。

2 適用範囲

本仕様書は、能代市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に適用する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

4 委託内容

- (1) 水素ラボ構想の紹介動画やパンフレットの作成、WEBサイト等の立ち上げと活用
 - ※ 所有権は全て市に属する。
 - ※ 取材等に基づきコンテンツの原案を作成し、市と調整して内容を決定すること。
 - ※ 画像、情報等を使用する場合は、原則、市所有と受注者取材等によるものを使用する。第三者が所有する画像、情報等を使用する場合、受注者が当該第三者と調整したうえで、受注者が準備する。
 - ※ クレジットの表示については、受注者が許可権者と調整をする。
 - ※ 有償の画像やイラスト、人物などを使用する場合は受注者が負担する。
 - ※ 市に別途媒体使用料等の負担が生じるものは不可とする。
 - ※ 映像に実在の人物が写る場合、必ず当該人物から了承を得ること。
 - ※ パンフレットはA4サイズ見開き両面カラー500部とデーター式とする。
 - ※ WEBサイトについては契約期間中の保守業務を含む
- (2) 寄附依頼先企業等のリスト化と発注者への定期的な報告
- (3) 寄附獲得のための企業訪問やプロモーション活動
- (4) 寄附見込企業に対する一次的な窓口業務（事前の説明、調整及び事務手続き等を含む。）と市への取り次ぎ業務
- (5) 前号のほか、本業務の達成に必要な事項への対応
- (6) 委託内容全般にかかる事業実績報告書の提出（電子データ）

5 委託料

- (1) 委託料の算定は、成果報酬分とプロモーション分の合計金額とし、成果報酬分は委託期間内のマッチング及び能代市への入金確認をもって支払の対象とする。
 - ・ 成果報酬分：寄附金額×委託料率（1円未満切捨）
 - ※上記の金額に消費税及び地方消費税を加算する。
 - ・ プロモーション分：上限額4,545千円（税抜き）
- (2) 成果報酬分の委託料率は15%を上限とする。

(3) 寄附金額の目標を50,000千円に設定する。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ① 受注者は、本業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、書面により市の承認を得なければならない。
- ③ 市は、前項の書面の提出があった場合において、その内容を不相当と認めるときは、受注者に対し変更を求めることができる。

(2) 成果品の著作権

本業務により制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は全て市に帰属することとする。ただし、疑義がある場合は、協議の上、定めるものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受注者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守しなければならない。

7 業務の進め方

- (1) 本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。
- (2) 本業務に関し、市は所有するデータを必要に応じて提供するものとする。
- (3) 本業務は、内閣府の「地域未来交付金（地域未来推進型）」を活用して行うものであり、同交付金の趣旨を十分に理解するとともに、制度要綱及び交付要綱等に基づき実施すること。また、補助金適正化法につい

ても十分に理解した上で業務を実施すること。